



平成22年12月20日

各位

会社名 横浜ゴム株式会社
代表者名 南 雲 忠 信
(コード：5101、東証第一部)
問合せ先 総務部長 長田 実
(TEL.03-5400-4500)

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年6月下旬開催予定の第135回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現在：毎年3月31日

変更後：毎年12月31日

(注)決算期変更の経過期間となる第136期は、平成23年4月1日から平成23年12月31日までの9ヶ月決算となります。

2. 変更の理由

海外連結子会社との決算期の統一を行い、予算編成や業績管理等、経営および事業運営の効率化を図ること、および将来適用が検討されている国際財務報告基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図ることが目的です。

3. 定款一部変更の内容(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行	変更案
第13条(招集) 定時株主総会は、毎年 <u>4</u> 月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。	第13条(招集) 定時株主総会は、毎年 <u>1</u> 月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに招集する。
第15条(基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月31日とする。	第15条(基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12</u> 月31日とする。

現行	変更案
第 39 条（事業年度および決算期） 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、事業年度の末日を決算期とする。	第 39 条（事業年度および決算期） 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとし、事業年度の末日を決算期とする。
第 40 条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。	第 40 条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。
第 41 条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に支払う。	第 41 条（中間配当金） 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に支払う。
(新設)	第 7 章（附則） 第 43 条（第 136 期事業年度の期間） 第 39 条の規定にかかわらず、第 136 期事業年度は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までとする。 （第 136 期事業年度の中間配当基準日） 第 44 条 第 41 条の規定にかかわらず、第 136 期事業年度の中間配当の基準日は、平成 23 年 9 月 30 日とする。 （附則の有効期限） 第 45 条 第 7 章附則は平成 23 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。

4. 今後の日程

第 135 回定時株主総会開催日：平成 23 年 6 月下旬予定

定款変更の効力発生日：同上

5. 今後の見通し

第 136 期（平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日まで）の業績見通しにつきましては、平成 23 年 5 月に開示予定の平成 23 年 3 月期決算短信において公表する予定であります。

※尚、第 136 期は平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となります。

以上